

令和5年6月15日  
こども未来部保育課

## 第2子保育料の無償化に伴う保育料の改定について

### 1 都の第2子保育料無償化の概要

今般、東京都が、子供を2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を軽減するために、第2子の保育料を無償化することとした。

- (1)開始時期：令和5年10月1日から  
都補助金（保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金）の拡充
- (2)対象施設：認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等
- (3)対象経費：①保育料の負担軽減に要する経費  
②システム改修費等（令和5年度に限る）
- (4)負担割合：都 10／10

### 2 本区の対応（案）

都の第2子保育料無償化に伴い、令和5年10月1日から以下の対応を行う。

対象：市区町村民税課税世帯における第2子保育料 内容：保育標準時間及び保育短時間におけるC1階層～D26階層の第2子保育料を無償とする。 基準額表の詳細については2ページ～5ページを参照。
--

### 3 今後の予定

条例改正後、9月に認可保育所等の対象世帯に対して、第2子保育料を無償とする通知を発送

保育標準時間

保育料基準額表（現行）

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園) <small>(備考7)</small>			
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A <small>(備考3)</small>	生活保護世帯		0	0			0	0	0
B <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 <small>(備考4)</small>	0	0			0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0	0			200	200	200
C1 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,200	960					
C2 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割課税世帯	市区町村民税所得割額が 7,000円未満相当の世帯	3,700	1,110	第3子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	3歳児教育クラス以上の無償化により、延長保育料はかかりません。	700	700	700
C3 <small>(備考3)</small>		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,500	1,350					
D1 <small>(備考3)</small>		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	8,200	2,460					
D2 <small>(備考3)</small>		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	10,100	3,030					
D3 <small>(備考3)</small>		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	11,400	3,420					
D4 <small>(備考3)</small>		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	18,900	5,670					
D5 <small>(備考3)</small>		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	23,400	7,020					
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	26,300	7,890					
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	28,900	8,670					
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	31,200	9,360					
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	33,700	10,110					
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	35,800	10,740					
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	38,000	11,400					
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	39,900	11,970					
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	42,000	16,800					
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	43,700	17,480					
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	45,600	18,240					
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	47,200	18,880					
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	49,100	19,640					
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	53,200	26,600					
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	60,000	30,000					
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	65,900	32,950					
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	70,500	35,250					
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	74,000	37,000					
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	77,700	38,850					
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	81,500	40,750					
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	86,500	43,250						
D26	1,100,000円以上相当の世帯	91,500	45,750						

保育標準時間

保育料基準額表 (令和5年10月1日～)

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料 (月 額)				月額延長保育料(区立保育園) <sup>(備考7)</sup>		
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
		第1子	第2子	第3子				
A <sup>(備考3)</sup>	生活保護世帯	0				0	0	0
B <sup>(備考3)</sup>	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 <sup>(備考4)</sup>	0			0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0			200	200	200
C1 <sup>(備考3)</sup>	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,200					
C2 <sup>(備考3)</sup>	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割課税世帯	市区町村民税所得割額が <sup>6</sup> 7,000円未満相当の世帯	3,700			700	700	700
C3 <sup>(備考3)</sup>		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,500					
D1 <sup>(備考3)</sup>		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	8,200					
D2 <sup>(備考3)</sup>		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	10,100			1,000	1,000	1,000
D3 <sup>(備考3)</sup>		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	11,400					
D4 <sup>(備考3)</sup>		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	18,900			1,800		
D5 <sup>(備考3)</sup>		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	23,400			2,300	1,600	1,600
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	26,300			2,600		
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	28,900			2,800	1,800	1,800
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	31,200			3,100	1,900	1,900
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	33,700			3,300	2,200	
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	35,800			3,500	2,300	
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	38,000			3,800	2,500	
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	39,900			3,900	2,600	
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	42,000			4,200		
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	43,700			4,300		
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	45,600			4,500		2,200
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	47,200			4,700		
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	49,100			4,900	2,700	
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	53,200			5,300		
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	60,000			6,000		
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	65,900			6,500		
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	70,500			7,000		
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	74,000			7,400		
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	77,700			7,700		
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	81,500			8,100	2,800	2,300
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	86,500			8,600			
D26	1,100,000円以上相当の世帯	91,500			9,100			

第2子以降の保育料は、(延長保育料を除く) 幼児教育・保育の無償化により、はかきりません。

保育短時間

保育料基準額表（現行）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料（区立保育園）				
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A （備考3）	生活保護世帯		0	0					
B （備考3）	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯（備考4）	0	0					
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0	0					
C1 （備考3）	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,100	930					
C2 （備考3）	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,600	1,080	第3子以降の保育料はかかりません。 （延長保育料を除く）	幼児教育クラス以上の無償化により、延長保育料はかかりません。			
C3 （備考3）		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,400	1,320					
D1 （備考3）		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	8,000	2,400					
D2 （備考3）		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	9,900	2,970					
D3 （備考3）		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	11,200	3,360					
D4 （備考3）		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	18,400	5,520					
D5 （備考3）		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	22,900	6,870					
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	25,800	7,740					
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	28,400	8,520					
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	30,600	9,180					
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	33,000	9,900					
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	35,100	10,530					
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	37,200	11,160					
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	39,100	11,730					
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	41,200	16,480					
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	42,900	17,160					
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	44,800	17,920					
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	46,400	18,560					
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	48,300	19,320					
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	52,200	26,100					
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	59,000	29,500					
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	64,700	32,350					
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	69,300	34,650					
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	72,700	36,350					
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	76,300	38,150					
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	80,100	40,050					
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	85,100	42,550						
D26	1,100,000円以上相当の世帯	90,100	45,050						

延長保育（月極）は利用できません。

保育短時間

保育料基準額表（令和5年10月1日～）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料（区立保育園）				
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A (備考3)	生活保護世帯		0						
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯（備考4）	0						
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0						
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,100						
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,600						
C3 (備考3)		7,000円以上相当の世帯	4,400						
D1 (備考3)		48,600円以上相当の世帯	8,000						
D2 (備考3)		52,500円以上相当の世帯	9,900						
D3 (備考3)		55,000円以上相当の世帯	11,200						
D4 (備考3)		60,000円以上相当の世帯	18,400						
D5 (備考3)		75,000円以上相当の世帯	22,900						
D6		97,000円以上相当の世帯	25,800						
D7		115,000円以上相当の世帯	28,400						
D8		130,000円以上相当の世帯	30,600						
D9		150,000円以上相当の世帯	33,000						
D10		169,000円以上相当の世帯	35,100						
D11		185,000円以上相当の世帯	37,200						
D12		200,000円以上相当の世帯	39,100						
D13		215,000円以上相当の世帯	41,200						
D14		230,000円以上相当の世帯	42,900						
D15		245,000円以上相当の世帯	44,800						
D16		260,000円以上相当の世帯	46,400						
D17		280,000円以上相当の世帯	48,300						
D18		301,000円以上相当の世帯	52,200						
D19		340,000円以上相当の世帯	59,000						
D20		397,000円以上相当の世帯	64,700						
D21		460,000円以上相当の世帯	69,300						
D22		510,000円以上相当の世帯	72,700						
D23		560,000円以上相当の世帯	76,300						
D24		610,000円以上相当の世帯	80,100						
D25	800,000円以上相当の世帯	85,100							
D26	1,100,000円以上相当の世帯	90,100							

第2子以降の保育料はかかりません。（延長保育料を除く）

幼児教育・保育の無償化により、延長保育料はかかりません。（延長保育料を除く）

延長保育（月極）は利用できません。